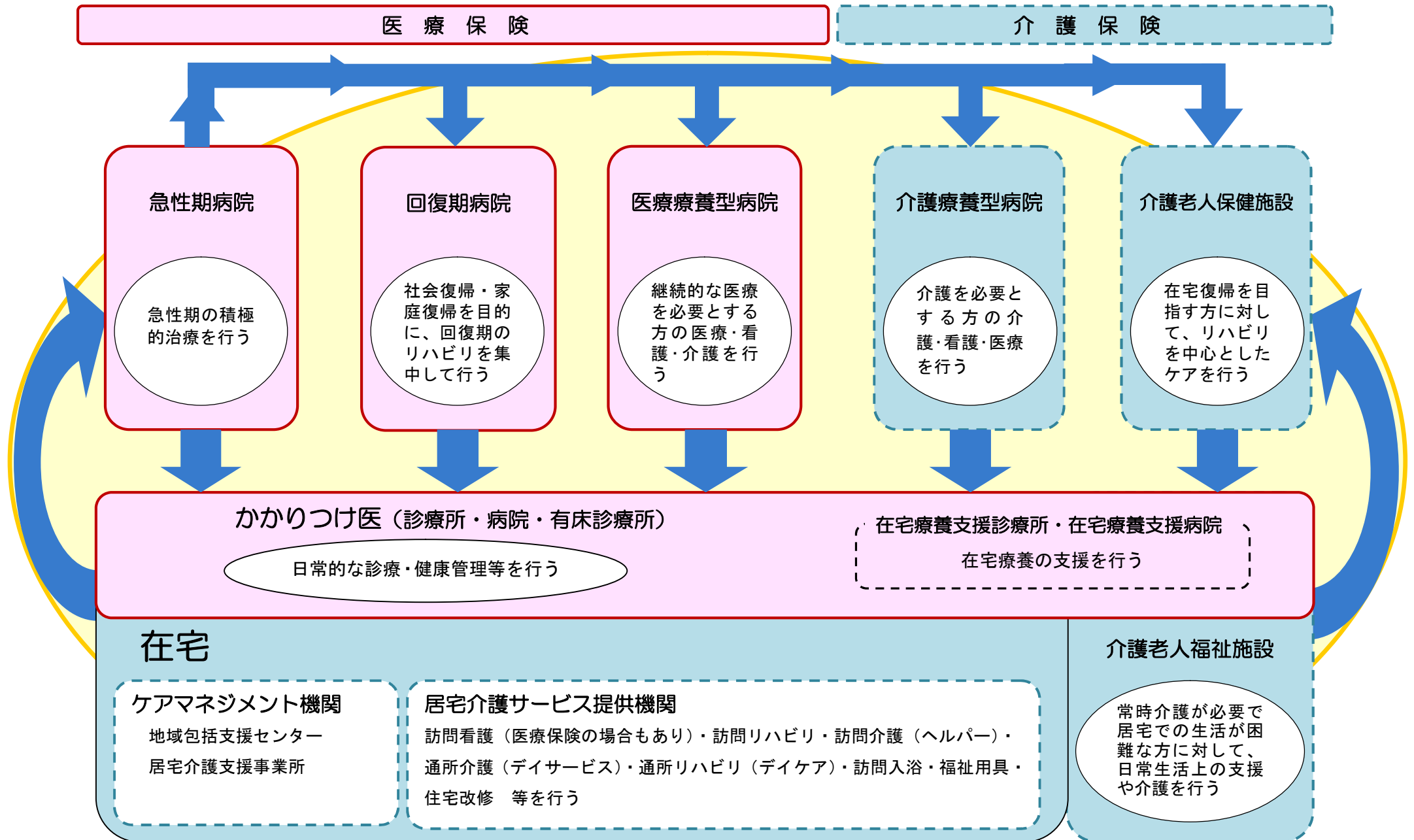
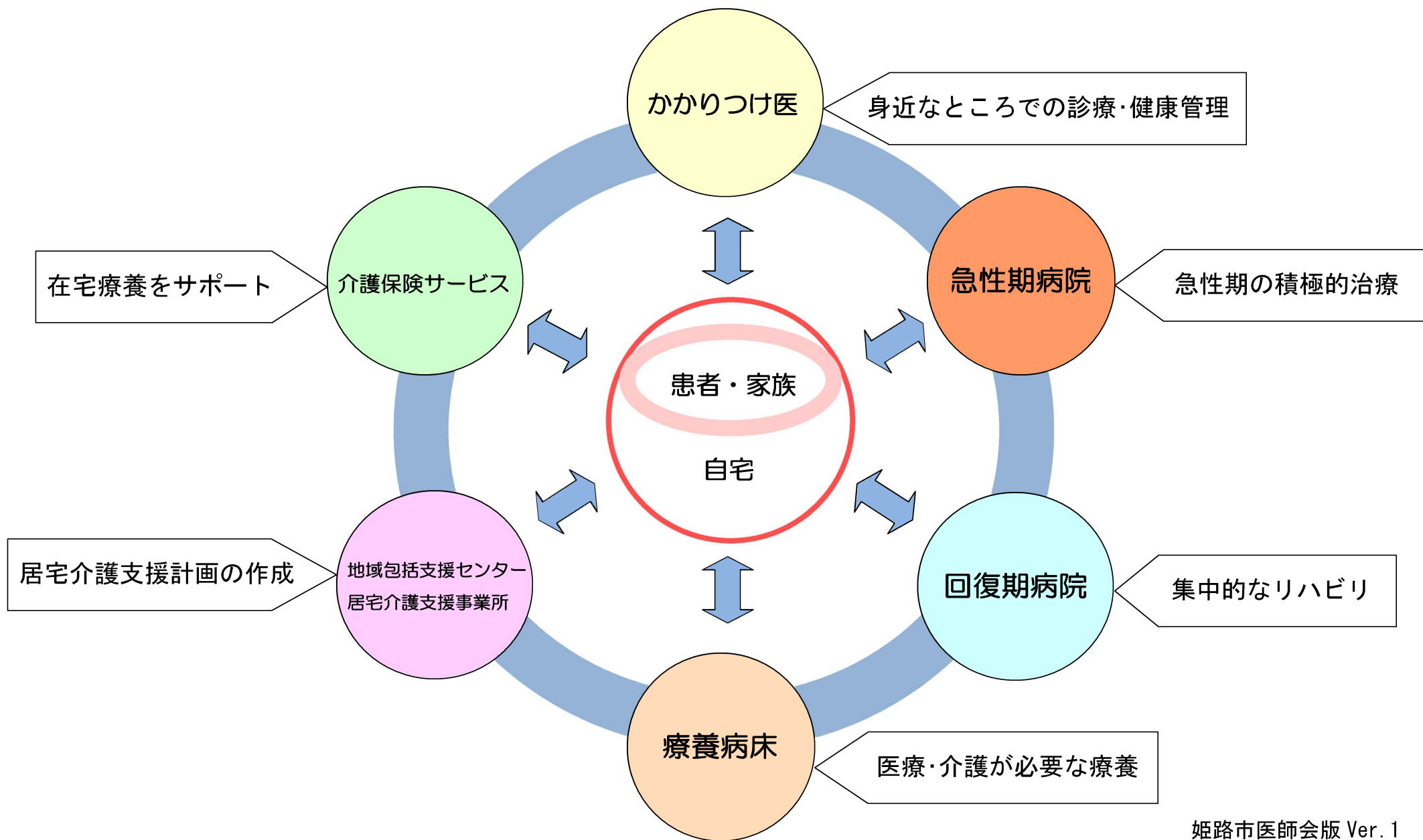


姫路市の医療連携のしくみ（病院地域連携室用）

医療保険 … 介護保険



姫路市内の医療機関・関連サービスは、医療・リハビリ・介護が必要な患者さんに対して、治療やリハビリ・介護が効果的に提供できるように、地域の連携・ネットワークづくりに取り組んでいます。



「姫路市の医療連携のしくみ（病院地域連携室用）」説明文

○急性期病棟

専門的な治療や救急医療を行います。疾患によって入院期間は異なりますが、約2週間程度集中的な治療を行い、急性期治療が終了したら外来通院、または必要に応じて転院し、継続した治療やリハビリテーションなど在宅復帰を目指します。

○回復期リハビリテーション病棟

脳卒中（脳出血・脳梗塞など）や大腿骨頸部骨折などの治療後、リハビリテーションを行う病棟です。自宅での生活を行うためにリハビリテーションによる日常生活動作の改善を目指します。

○療養病床

急性期の治療が終了し病状は安定しているものの、医師による医学的管理や処置などの必要度が高い人に医療と看護を提供します。医療処置の内容により、入院の対象かどうかが決まります。

※医療療養型：継続的な医療を必要とする方の急性期病院医療・看護・介護を行います。

※介護療養型：介護を必要とする方の介護・看護・医療を行います。

○かかりつけ医

日常生活が維持できるよう、生活習慣病などの予防、治療を継続して行います。また、初期症状出現時の相談、診断などを行い、必要に応じて急性期病院などを紹介します。生活機能を維持するために、在宅のケアマネジャー・訪問看護ステーション・薬局等と連携し、ご自宅での生活を支援します。

○介護老人保健施設

（介護保険：要介護認定1以上）施設入所により必要な看護や介護、リハビリテーションなどを受けながら家庭復帰を目指します。

○介護老人福祉施設

（介護保険：要介護認定1以上）施設入所により自宅での生活が困難な方が日常生活上の介護を受けます。

○ケアマネジメント機関

地域包括支援センター：各地域の相談窓口です。要支援認定を受けられた方に対し、介護予防サービスを活用するための介護予防ケアプランを作成します。

居宅介護支援事業所：要介護認定を受けた方に対し、介護保険によるサービスを活用するために必要なケアプランを作成します。

○居宅介護サービス提供機関

訪問介護、訪問リハビリテーション、訪問入浴、通所介護、福祉用具レンタルその他、介護保険を利用して在宅生活を支援します。ケアマネジメント機関のケアマネジャーへご相談ください。

<注意事項>

リーフレットは市民の方に理解しやすい簡単な文章に修正しています。そのため説明文と若干異なりますが、ご配慮いただきご活用下さい。（例：（説明文）急性期病棟⇒（リーフレット）急性期病院 など）